レポートの剽窃・盗用(コピー&ペースト)は不正行為です!!

レポートや卒業論文等の執筆・提出は、定期試験等と並んで大学での勉強の成果の証となる重要なものです。したがって、レポートや論文の書き方のルールを守らないと、不合格になったり、不正行為と判断されて処分の対象になることもあります。

文献あるいはデータベース等から取得した情報を使用する場合,自分の意見表明あるいは自分の研究データ等とは明確に区別しなければなりません。その場合でも、下記に示す「引用」としての使用条件に従う必要があり、この条件に違反すると多くの場合は剽窃・盗用として不正行為になります。

レポートや論文を執筆する際は下記の点に注意して下さい。

自分の意見や研究データ等で執筆した部分とそれ以外を明確に区別する。



▶上の「明瞭区別性」以外に下の要件を満たす必要があります。



- ・研究等の引用の目的上,必要最小限の範囲内で行う(必要最小限)。
- ・引用のある箇所について、自分の文章の方が主で、引用された他人の文献等が量的にも質的にも従である(主従関係)。
- ・取得した他人の文献あるいはデータベース等の出典を明示する(出典明示)。

具体的には、引用する場合は一字一句間違えずに正確にそのまま引用する、ウェブサイトからの引用は出典表記としてURLとページタイトルだけでなく取得日も記述する等の細かな作法を守る必要があります。更に、著作権法第35条の権利制限規定との関わりも重要です。

これらの「引用」に関する具体的な作法,その他研究者倫理,著作権法との関係は下記サイトに説明文とビデオを掲載していますので,一通り学習することをおすすめします。

http://www.kim-lab.info/misconduct.html